



# 計画の概要

## ■ 計画策定の趣旨

少子化に伴う人口減少、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域におけるつながりの希薄化など社会は大きく変化しており、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが一層求められています。今後の笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、現計画の基本方針や国、県の計画の方向性を踏まえ、平成 25 年度から 29 年度を計画期間とする、第 2 次笠間市男女共同参画計画を策定しました。

## ■ 計画の位置づけ

男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく「基本計画」です。

## ■ 計画期間

平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 カ年を計画期間とします。

## ■ 計画の基本理念

- (1) 男女の人権の尊重と平等の確保
- (2) 男女が自立した個人として多様な生き方を選択できる社会づくり
- (3) 男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保
- (4) 家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援
- (5) 国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進

## ■ 推進体制

